

プレハブ建築マイスター認定制度 実施要領（2026年度版）

1. プレハブ建築マイスター 認定制度概要

本認定制度は、一般社団法人プレハブ建築協会が、プレハブ建築に就業する技能・技術に優れた技能者を認定することにより、プレハブ建築の合理化・品質・安全衛生活動の向上を図るとともに、各技能者が適正な評価や処遇を受けるための一助とすることを目的としています。

2. 対象者

(1) 対象となるプレハブ建築

以下の何れかに該当するプレハブ建築に就業する大工技能者が対象となります。

- ①建築基準法第68条の10に規定する型式適合認定を受けた建築物の部分を使用したもの
- ②同法第68条の11に規定する型式部材等製造者の認証を受けた建築物の部分を使用したもの
- ③住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条に規定する住宅型式性能認定を受けた住宅のもの
- ④同法第33条に規定する型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅のもの

(2) 対象となる技能者

プレハブ建築マイスター認定基準を満たす大工技能者が対象となります。

認定基準については、『8. プレハブ建築マイスター認定基準』参照

3. 推薦方法

元請会社が推薦会社となって候補者となる大工技能者を推薦していただきます。

(1) WEB登録

プレハブ建築マイスターWEB登録ページに必要事項を入力して下さい。

WEB登録を完了すると、元請会社担当者宛に「プレハブ建築マイスター審査表発行のお知らせ」メールが届きますので、メール記載のリンクより印刷出力し、『実施要領3. 推薦方法(2) 推薦書類の提出②』の書類として提出して下さい。

<WEB登録期間> 2026年10月1日（木）～11月30日（月）迄 ※締め切り厳守
--

(2) 推薦書類の提出

推薦書類作成要領に基づき下記書類を作成の上、元請会社にて確認のうえ提出して下さい。

- ①推薦書（様式－1） 【正1部(A4)】
- ②プレハブ建築マイスター審査表（様式－2） 【正1部(A4)】 ※WEB登録情報より印刷
- ③推薦基準調書（様式－3） 【正1部(A4)】
 - ・推薦基準調書添付資料（表彰状、合理化・安全衛生活動貢献の裏付け資料、模範事例）
- ④資格証明書（様式－4） 【正1部(A4)】
 - ・資格証明書添付資料（各資格・免許の写し、競技大会等入賞の裏付け資料、表彰・指導経験）
- ⑤工事経歴書（様式－5） 【正1部(A4)】
- ⑥刑罰等確認書（様式－6）【正1部(A4)】
- ⑦無災害証明書（様式－7）【正1部(A4)】

<提出期限> 2026年11月30日(月) 当日消印有効 ※締め切り厳守
<提出先> 〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目14番地2 麹町NKビル4階
一般社団法人 プレハブ建築協会 プレハブ建築マイスター事務局
<照会先> e-mail アドレス : jyutaku@purekyo.or.jp
※件名は、「プレハブ建築マイスター」として下さい。
※提出方法は郵送のみと致します。
※推薦書類は返却できません。
※推薦書類受領後に、不備等があった場合は追加資料の提出をお願いすることがあります。

4. 審査費用

(1) 認定審査の手数料 : 6,500 円 (税込・一人一回当たり)

(2) 認定審査の手数料振込方法

下記宛に認定審査の手数料をお振込下さい (振込手数料は振込者にてご負担して下さい)。

<振込先> みずほ銀行新橋中央支店 (普) 口座番号 2190855
一般社団法人プレハブ建築協会
振込の依頼人名 (口座名義) の後に括弧書きで推薦会社名及び候補者名を必ず記載して下さい。
例 : カ) ○○ハウス (コウホ タロウ)
複数候補者を合算振り込みする場合で記載しきれない場合は、可能な範囲で記載の上、推薦会社名及び全候補者名を上記照会先 e-mail アドレス宛にご連絡下さい (件名も同上)。
※登録後、提出期限を超えた場合は審査料が発生致します。
※当協会会員会社は請求書払いが選択出来ます。

5. 審査方法

各プレハブ建築元請会社が推薦した対象者の推薦書類について、審査委員会事務局にて不備チェックを行い、必要書類の不足や内容の不備が確認された場合は元請会社担当者宛にご連絡致しますので、再提出期限までに提出して下さい。

プレハブ建築マイスター審査委員会において審査を行います。

6. 審査結果

各プレハブ建築元請会社の担当者様宛に、審査結果を送付致します。

なお、合格者については審査結果に加えて、プレハブ建築マイスター認定証を送付致します。

7. 個人情報の取扱い

推薦書類・WEB登録における個人情報は、下記以外の目的には使用致しません。

①審査での評価

②認定書発行および認定者の登録

また、書類(紙媒体)として取得した個人情報については、利用目的達成後、復元不可能な方法により適切かつ速やかに廃棄致します。

8. プレハブ建築マイスター認定基準

項目	基準	数値基準
1) 対象	・プレハブ建築の建設現場業務に就業している期間が基準以上であること ・職長または班長として就業している期間が基準以上であること	①現場就業期間：7年 ②職長または班長としての就業期間：6ヵ月
2) 欠格事項	・刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてからの期間が基準未満でないこと ・犯罪容疑者でないこと ・反社会的勢力との関係を有していないこと	①懲役・禁錮刑：10年 罰金・拘留・科料刑等：5年
3) 技能・技術が優秀であること	・プレハブ建築大工としての技能・技術が他の者と比較して優れていること (裏付け資料) ※資格、免許等・技能競技大会等入賞歴・表彰等・指導経験 自社の大工技能者として必要な資格・講習等	① 内完工検査重大不具合件数 ・重大不具合指摘ゼロ (直近1年分) ②資格 ・職長・安全衛生責任者教育修了者
4) 工事施工の合理化等に貢献していること	・プレハブ建築の建設工事に相当の実績があること (裏付け資料) ※自身が担当した工事のうち、直近1年分の工事履歴を提出 (集合住宅で直近1年分の工事实績が10棟を超える場合は10棟分を提出) ・プレハブ建築に係る技術開発や施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること (裏付け資料) ※手順書、提案書での改良点が判るもの・改良工法の社報等 合理化・品質・安全性に関する発明・改善・提案事例	①工期遵守率 ・工期計画に対する遅れなし (直近1年分) ②施工能力 延べ床面積120㎡/棟を基準とし棟数換算 ・ユニット系：10棟/年以上 ・鉄骨系：7棟/年以上 ・木質系、コンクリート系：5棟/年以上 (直近1年分)
5) 安全・衛生の向上に貢献していること	・プレハブ建築の工事施工において安全、衛生の向上に貢献していること (裏付け資料) ※無災害期間・安全衛生表彰・安全衛生資格	①自己の責任による無災害期間 ・3年以上(休業4日以上災害)
6) 他の建設現場就業者の模範となっていること	・優秀施工者表彰等の受賞や労働者の確保活動等が現場就業者の模範となっている、または後進の指導育成に貢献していること (裏付け資料) ※役所、団体等からの表彰状、感謝状・お客様アンケート等 安全衛生表彰・品質表彰・CS表彰等 (社内・社外)	

2026年度 プレハブ建築マイスター認定制度 審査フロー

